

「 憲 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

Xは、管理栄養士の資格の取得を目指し、管理栄養士の資格を取得できるコースを持っている愛知県立Y女子大学の受験をしようとした。しかしXが男性であったことから、Y女子大はXの受験を認めなかった。Xの家は貧しく、県外の大学進学は経済的に困難であったこと、自宅から通える範囲にはY女子大以外に管理栄養士の資格を取得できるコースを持つ大学がないことから、Y女子大学に入らなければ、管理栄養士の資格は取得できない。そこでXは、県立Y女子大学が女性の受験者しか認めないのは違憲であるとして名古屋地裁に提訴しようとしている。

ここに含まれる憲法問題について論ぜよ。

【資料】愛知県立Y女子大学学則「教育の理念と目標」

「Y女子大学では“品格方正にして自立自営しうる女性の育成”を理念とし、

- ① 優しさと清らかさ、謙虚さと豊かな教養を持った女性
 - ② 自ら考え、社会において責任をもって行動できる自立した女性
 - ③ 地球市民として、社会に貢献できる広い視野を持った女性
- を育てるため、広い視点と高いスキルの修得を目指します」。

以 上

「 刑 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

以下の設例における乙の罪責について、某大学法学部刑法ゼミの、いずれも成績優秀で判例の学習を十分している学生3名が答案を作成し、その後お互いの答案を読んだ上で議論した。答案では、A君及びB君は乙に傷害罪の共同正犯を認め、C君は乙を暴行罪の共同正犯とした。

〔設例〕

甲は、ある日の午前、公園を散歩していたところ、公園に備え付けてある金属製の円筒型ゴミ箱に、持ち込んだ大量の家庭ゴミを入れようとしていたVと口論になり、ついには殴り合いの喧嘩となった。たまたまその様子を見かけた甲の友人乙が甲に対し、「いったいどうした?」と問いかけたところ、甲は乙に対し、「見ての通りだ。助けてくれないか。」と加勢を求めた。乙は言う通りにしたら後で甲が昼飯でもおごってくれるだろうと期待して、「わかった。」と答えるなり、甲と一緒に比べて比較的長時間、Vを殴った。

その結果、Vは身体各所に打撲傷を負ったが、それらの傷が当初の甲単独による殴打から発生したのか、甲と乙と一緒に比べて殴打した時点の暴行から発生したのか、特定できなかった。（設例、以上）

その際、A君の答案は承継的共同正犯の構成を採ったが、それに対してB君が「現在の最高裁判例によれば、このケースで承継的共同正犯は認められないはずだ。」と批判し、「むしろ現在の最高裁判例によれば、別の理論構成で乙に傷害罪の責を負わせることができる。」と自画自賛した。それを聞いたC君は、「このようなケースで承継的共同正犯を否定した判例は正しいことを言っていると思うが、最高裁が後にその結論を、別の規定を援用して覆すというのは、自己矛盾であって不当だし、そもそもその規定をこんなケースにまで適用すること自体、間違っている。」と息巻いた。

さて、A君、B君、C君はそれぞれどのような答案を書いたのだろうか。この試験時間内に書き切れる程度でかまわないので、その概要を記しなさい。

以上

「 民 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

以下の事実を前提に、1から3までの設問について解答しなさい。

（事実1）

Aは甲建物の所有者であり、甲建物はBが所有する乙土地上に存在した。AとBの間には借地契約が存したが、Bは、Aが借地権を更新して乙土地の利用を続けることに不満を感じ、地主として乙土地を見回った際、Aが甲建物を手放すように、Aに対し、甲建物の基礎が朽廃しているとの虚偽の事実を伝え、大規模修繕が必要であるから、早いうちにできるだけ高値で売却した方がよいと勧めたところ、Bの言葉を信じたAは、甲建物の売却を決意した。

Bは、自分が直接買い受けるのは良くないと考え、知人のCに対し、今なら甲建物が安く買える、安く買って転売すれば利益が出ると強く勧め、それを受けたCがA方に赴き、甲建物を売るよう申し出た。Aは、200万円なら売るといい、相場より随分安いことに驚いたCが理由を尋ねると、Aは、建物の基礎が朽廃しており、購入後修繕する必要があるのでその分値段を下げたと説明した。Cは、建物の基礎の朽廃の有無は分からなかったが、甲建物を買うよう勧めた際のBの言動から、Bが虚偽の事実を言ってAに売却を決意させたのではないかとの疑いの気持ちを持った。しかし、Aが安く売ると言っている機会を逃したくないCは、Bに確認することをせずAより甲建物を買い受け、Aに200万円を支払い、Aより甲建物の所有権移転登記を受け、引渡しを受けた（以下「本件売買」という。）。

本件売買より6か月後、Cが甲建物の基礎の修繕に着手しないことに疑問を持ったAは、建築の専門家に相談し、甲建物について大規模修繕の必要などなかったことを知った。

（事実2）

Aは、甲建物について大規模修繕の必要などなかったことを知った後、直ちにCに対し、本件売買を取り消す旨の意思表示をした。

〔設問1〕 事実1及び2を前提に

Aが、Cに対し、甲建物の返還（占有及び登記について。以下略）を求めることができるかについて説明しなさい。

(事実3)

(設問1における解答者の立場に関わりなく、AはCに対し、本件売買の取消しを主張できることを前提とし、事実1に続き以下の事実があったものとする。)

Aが建築の専門家に相談していることを知ったBは、甲建物の売却をCに勧め、Cが500万円で甲建物を売却する旨をネット広告に掲載するとDが名乗りを上げたため、CD間の売買契約により、Cは甲建物の占有及び登記をDに移転した。Dはネット広告を見ただけであり、ABCの誰ともつながりはない。

その後、甲建物について大規模修繕の必要はなかったことを知ったAは、直ちにCに対し、本件売買を取り消す旨の意思表示をした。

[設問2] 事実1及び3を前提に

AがDに対し、甲建物の返還を求めることができるかについて説明しなさい。

(事実4)

(設問1における解答者の立場に関わりなく、AはCに対し、本件売買の取消しを主張できることを前提とし、事実1に続き以下の事実があったものとする。)

Aが建築の専門家に相談していることを知ったBは、甲建物の売却をCに勧め、Cは500万円で甲建物を売却する旨をネット広告に掲載した。ネット広告掲載期間中、甲建物に大規模修繕の必要はなかったことを知ったAが、Cに対し本件売買を取り消す旨の意思表示をしたところ、これに遅れて、ネット広告を見たDが甲建物の買い受けの申し出をした。

Cは、AとDとを天秤にかけ、甲建物をDに売却することとし、500万円を受領して、甲建物の占有及び登記をDに移転した。Dはネット広告を見ただけであり、ABCの誰ともつながりはない。

[設問3] 事実1及び4を前提に

AがDに対し、甲建物の返還を求めることができるかについて説明しなさい。

以上

「 商 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

次の設例を読み、後記【設問1】及び【設問2】に答えなさい。配点：各50点

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、放送事業を目的とする株式会社であり、その発行する全株式を金融商品取引所に上場している。乙株式会社（以下「乙社」という。）は、通信販売事業を目的とする株式会社である。
2. 乙社は、放送事業への参入を目指して、2020年4月ころから甲社の株式を市場を通じて買い集め始め、2023年4月現在、甲社の議決権総数の10%程度を保有するに至っている。乙社の放送事業への参入は放送事業を行う会社を買収する方法によりなされる旨が取締役会の決定を経て定められており、甲社以外にもいくつかの被買収候補会社があった。

【設問1】乙社は、2023年4月、同年6月に開催される予定の甲社の定時株主総会に取締役の選任を目的とすること、及び、乙社の取締役1名を甲社の取締役候補者とする旨の取締役選任議案を招集通知に記載することを甲社の代表取締役Aに対し請求し、上記の請求に関連して、甲社の株主から自らの提案についての委任状を集める目的で甲社の株主名簿の閲覧謄写請求をした。甲社は乙社の請求を拒むことができるか。

【設問2】乙社は、2023年4月、甲社の買収にあたりその財務状況の詳細を調査することを目的として、甲社に対し直近3事業年度分の総勘定元帳（会社の日々の取引を勘定科目ごとにすべて記録した帳簿）の閲覧謄写請求をした。甲社は乙社の請求を拒むことができるか。

「 民事訴訟法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

XはYに対し、1000万円の貸金返還請求訴訟を提起した。Yは、第1回口頭弁論期日において、Xから1000万円を借り受けたことを認めたが、既に全額弁済したと主張した。これに対しXは、Yの弁済の主張を争っている。

証拠調べの結果、弁済の事実は認められないが、XがYに対し上記貸金に係る債務について、債務を免除したことが明らかになった。

この場合、裁判所はいかなる判決をすべきか。